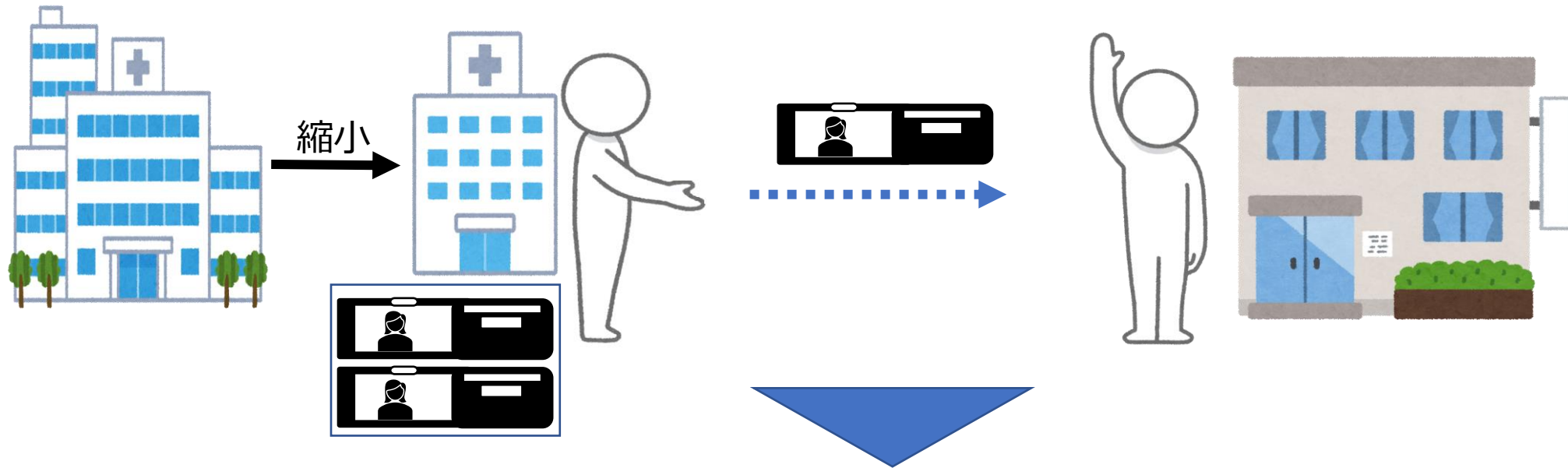


讓渡

## 譲渡のイメージ

●顔認証付きカードリーダーを複数台所有している「病院」が、病院規模縮小等に伴い、余剰となった2台目、3台目の顔認証付きカードリーダーを他の保険医療機関等に「無償」で譲り渡す場合、「**譲渡**」の手続が必要です。

※譲渡元である「病院」においても、オンライン資格確認を**継続**して実施する必要があります。

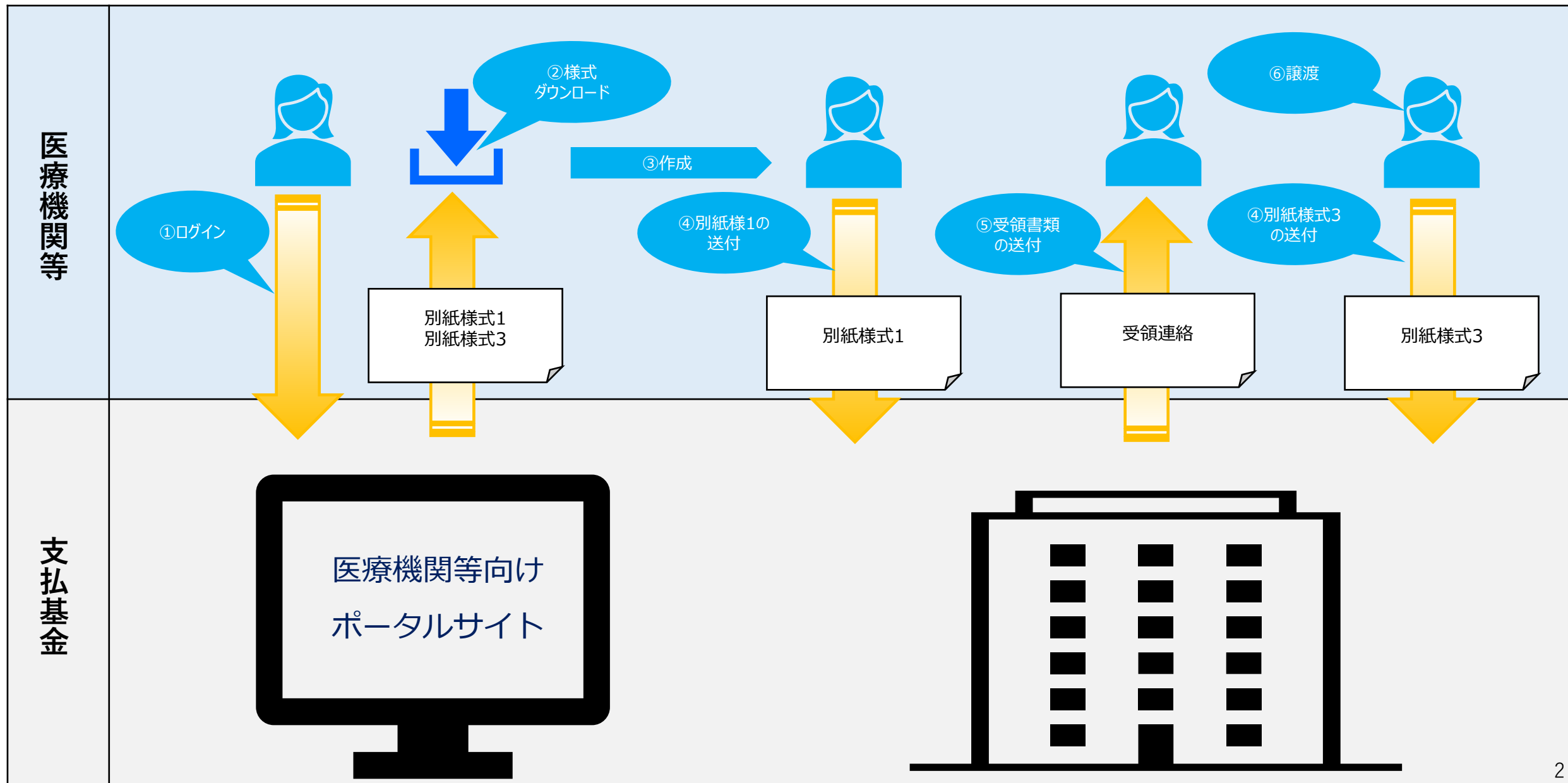


必要手続)

・次ページの「譲渡手続の流れ」を参照の上、必要書類を支払基金に送付してください。

※「有償」で譲渡する場合、同様の手続が必要となりますが「無償」の場合と異なり、「**返納金**」の対象となりますので、ご注意ください。

# 譲渡手続の流れ



- 別紙様式1(オンライン資格確認等関係補助金等により取得した補助対象等財産に係る財産処分について)

[エクセル版](#)

[PDF版](#)

- 別紙様式3(オンライン資格確認等関係補助金等により取得した補助対象等財産に係る財産処分完了報告について)

[エクセル版](#)

[PDF版](#)

- 記載例

[別紙様式1](#)

[別紙様式3](#)

- 送付先住所

〒105-0004

東京都港区新橋2-1-3

社会保険診療報酬支払基金 情報化支援部 財産処分担当

